

3 4 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものに対して、「障害者基本法」等の関係法令及び広島県障害者プラン等の各種計画に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

第1表 身体障害者（児）の数（令和6年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		視覚障害	聴覚・平衡・音声語 ・そしやく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	県 分	13	64	313	131	521
	広島市分	25	94	512	224	855
	呉 市	5	16	49	20	90
	福山市分	0	47	170	63	280
	計	43	221	1,044	438	1,746
18歳以上	県 分	3,101	3,886	20,180	12,825	39,992
	広島市分	3,172	3,600	19,056	13,717	39,545
	呉 市	643	719	3,829	3,053	8,244
	福山市分	1,170	1,606	8,255	5,580	16,611
	計	8,086	9,811	51,320	35,175	104,392
合 計	県 分	3,114	3,950	20,493	12,956	40,513
	広島市分	3,197	3,694	19,568	13,941	40,400
	呉 市	648	735	3,878	3,073	8,334
	福山市分	1,170	1,653	8,425	5,643	16,891
	計	8,129	10,032	52,364	35,613	106,138

（注）身体障害者手帳交付台帳の登載数である。

第2表 知的障害者（児）の数（令和6年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		最 重 度	重 度	中 度	軽 度	計
18歳未満	県 分	272	671	782	1,911	3,636
	広島市分	267	678	670	1,784	3,399
	計	539	1,349	1,452	3,695	7,035
18歳以上	県 分	1,251	4,019	3,340	3,437	12,047
	広島市分	763	2,067	1,721	2,357	6,908
	計	2,014	6,086	5,061	5,794	18,955
合 計	県 分	1,523	4,690	4,122	5,348	15,683
	広島市分	1,030	2,745	2,391	4,141	10,307
	計	2,553	7,435	6,513	9,489	25,990

（注）療育手帳交付台帳の登載数である。

第3表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数（令和6年3月31日現在）（再掲）

（単位 人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
県 分	790	12,492	7,826	21,108
広島市分	1,347	13,304	5,590	20,241
計	2,137	25,796	13,416	41,349

（注）精神障害者保健福祉手帳交付台帳の登載数である。

第4表 特定医療費（指定難病）等支給認定承認数（各年度末現在）（再掲）

（単位 件）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定医療費（指定難病）等支給認定事業承認数	23,417	24,195	24,941

＜「広島県障害者プラン」の推進＞冒頭

令和5年度末で「第4次広島県障害者プラン」及び「第6期広島県障害福祉計画」、「第2期広島県障害児福祉計画」が終期を迎えることを契機に、これら3つの計画を統合して「第5次広島県障害者プラン」を令和6年3月に策定した。これまでの取組の成果や課題を踏まえ、人口構造の変化に伴う人材不足や、民間事業者による障害者への合理的配慮の義務化等、障害者を取り巻く環境の変化に対応するとともに、引き続き、すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のための施策を推進していく。

1 障害への理解促進（予算額 26,459 千円）

(1) 障害に対する理解の促進（予算額 8,106 千円）

ア 広報・啓発活動の展開（予算額 5,738 千円）

障害者（児）に対する社会の正しい理解と認識を深めるための福祉思想の普及啓発を図るため、「障害のある人びとの福祉」を作成し、ホームページに掲載する。

(ア) 心のバリアフリーの推進員設置

心のバリアフリー推進員設置事業（予算額 5,738 千円）

心のバリアフリーを推進するため、心のバリアフリー推進員を設置し「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）に基づく相談窓口、あいサポート運動の推進、ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。（平成30年度創設）

○ 相談窓口の設置

障害者支援課内に推進員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に対応する。

○ 普及啓発

講演、会議等により、県民、障害福祉団体、民間企業等に対して説明や情報提供を実施する。
広報物の配布・掲示等によりヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。

○ 広島県障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別を解消するため、相談事例の共有や解決方策の検討、啓発活動等について協議を行う。

(イ) アンケート・デプスインタビュー調査（2,368 千円）

県民の障害への理解に関する事態を把握し、障害当事者及び非当事者の意見を踏まえ障害への理解および障害者へのアンコンシャス・バイアス解消に繋がる取組の検討を行うため、調査する。（地域社会共生推進課の「県民の安心感に関するアンケート調査」との共同実施）

(2) あいサポートプロジェクトの推進（予算額 7,360 千円）

様々な障害の特性や障害のある方が困っていることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し実践することで、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、企業や関係団体等との協働による「あいサポートプロジェクト」を実施する。（平成23年度創設）

あいサポート運動の実施（予算額 7,360 千円）

「あいサポーター」研修の出前講座等（令和6年3月末現在 あいサポーター数：255,261人、
あいサポート企業・団体数：840企業・団体、あいサポートメッセージャー養成数：686人）

(3) 各種団体との協働の促進（予算額 1,730 千円）

身体障害者（児）・知的障害者（児）関係団体に対して運営費等を補助し、障害者（児）の福祉を向上させるための活動を促進する。

ア 障害者団体との協働（予算額 1,730 千円）

（ア）団体運営費の助成（予算額 1,730 千円）

第5表 身体障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
（一社）広島県身体障害者団体連合会	250	250	250
（社福）広島県肢体障害者連合会	140	140	140
（社福）広島県視覚障害者団体連合会	140	140	140
（一社）広島県ろうあ連盟	140	140	140
（特活）広島県難聴者・中途失聴者支援協会	110	110	110
（特活）広島県腎友会	110	110	110
恵 声 会	110	110	110
全国脊髄損傷者連合会広島県支部	100	100	100
計	1,100	1,100	1,100

〔負担割合 県10/10〕

第6表 知的障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
（一社）広島県手をつなぐ育成会	210	210	210
広島県知的障害者福祉協会	110	110	110
（特活）広島自閉症協会	100	100	100
広島県重症心身障害児（者）を守る会	100	100	100
広島県心身障害児者父母の会連合会	110	110	110
計	630	630	630

〔負担割合 県10/10〕

(4) 権利擁護の推進（予算額 9,263 千円）

ア 障害者虐待の防止

障害者虐待防止・権利擁護推進事業（予算額 9,263 千円）

「障害者虐待防止法」に基づき、県障害者権利擁護センターの運営や人材の養成等により、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。

（平成23年度創設）

○ 障害者虐待防止ネットワーク推進会議

障害者虐待防止・権利擁護を適切に実施するための体制整備を行う。

○ 県障害者権利擁護センター運営費

使用者による障害者虐待に係る通報受付、障害者又は養護者からの相談への対応、その他虐待防止等のために必要な支援等を行う。（事業委託法人：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会）

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修

市町、障害福祉事業所等を対象とした研修会を実施する。

○ 指導者養成研修

指導者養成のため、国が開催する研修に人員を派遣する。

第7表 障害者虐待防止・権利擁護推進事業実績（令和5年度）

事 業 内 容			実 績	
障害者虐待防止ネットワーク推進会議			実施回数	1 回
ワーキンググループ会議				0 回
県障害者権利擁護センター運営	相談援助	問合せ件数	6 件	
		相談件数	身体障害者	5 件
			知的障害者	7 件
			精神障害者	14 件
			不明・その他	10 件
			合計	36 件
	広報・啓発	リーフレット (事業所・利用者)	4,000 部	
		チラシ (一般向け)	7,000 部	
障害者虐待防止・権利擁護研修			実施回数	1 回
			出席者数	1,693 人
指導者養成研修			出席者数	4 人

〔負担割合 国1/2 県1/2〕

2 自立と社会参加の促進（予算額 224,704千円）

(1) 雇用・就労の促進（予算額 90,418千円）

ア 就業機会の拡充と雇用促進

障害者就業・生活支援センター運営事業（予算額 52,440千円）

(ア) 日常生活支援（予算額 52,440千円）

障害者就業・生活支援センターを設け、障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援等を行う。（平成14年度創設）

第8表 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施状況

（単位 所）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	8	8	8

（注）実施か所数は各年度4月1日現在の数値としている。

(イ) 障害者就労施設等の製品に対する優先的発注

障害者就労施設等の活性化を図り、障害者の経済的自立を支援するため、障害者就労施設等の製作した物品について優先的発注を行う。

イ 工賃向上のための取組

障害者の経済的自立支援事業（予算額 37,978千円）

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、令和6年に策定した「広島県工賃向上に向けた取組（第5期）」をもとに、障害者施設における事業活動の充実及び工賃（利用者が得る事業活動の対価）の向上を図る取組を支援する。（平成21年度創設）

事業名	事業概要	負担割合
専門家アドバイザー派遣事業	専門家による事業所職員向けのスキルアップ研修やアドバイザー派遣による技術指導や経営指導を行い、製品の品質向上だけでなく、事業所の企画開発力や販売力の向上を図る。	国 1/2 県 1/2
事業所製品のブランディング事業	市町、地域の事業所と連携して、事業所製品の認知度向上につながるキャンペーンを実施し、キャンペーン企画を通じて、事業所製品の品質や商品力の向上を支援する。事業所製品や、事業所が提供する役務・サービスの販路拡大に繋がる企画を行う。 事業所製品のブランド力の向上や販路拡大につなげるため、事業所製品やふれ愛プラザの認知度を調査・分析する。	国 1/2 県 1/2
受発注マッチング・ふれ愛プラザ運営強化事業	統括ディレクターを配置し、障害者就労支援事業所製品の販売拠点である「ふれ愛プラザ」の運営強化による販売・情報発信・交流機能の向上とともに、製品及び役務の受注・調整窓口である「共同受注窓口」における企業等への情報提供体制や受発注マッチング機能の強化を図る。	国 1/2 県 1/2
農業分野における新たな就労確保事業	農業分野への障害者の就労促進のため、農業の専門家派遣や農福調整責任者が就農データのマッチングによる施設外就労を成立させるとともに、セミナーや販売イベントの開催等により販路開拓を行う。	国 1/2 県 1/2
事業所適正化事業	指定、取消における審査体制の強化 指定や取消の審査における専門家による県への助言	県 10/10

(2) 情報の保障の強化（予算額 120,114 千円）

ア 情報アクセシビリティの向上（予算額 34,383 千円）

（ア）障害者社会参加推進事業（情報支援）（予算額 32,630 千円（再掲））

（平成9年度創設）

- ・音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
- ・点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・要約筆記者養成事業
- ・要約筆記者派遣ネットワーク事業
- ・盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業
- ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- ・失語症者向け意思疎通支援者養成事業
- ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- ・障害者情報アクセシビリティ支援体制整備事業

(イ) 障害者情報アクセシビリティ向上事業（予算額 1,753 千円）

障害者への直接支援のほか、ＩＣＴの導入により日常的あるいは潜在的な課題を解決する手段を習得できるよう、セミナー等の実施など、個々に適したＩＣＴに関する支援を委託により実施する。（令和２年度創設）

イ 視覚障害者等の読書環境の整備

県立視覚障害者情報センターの運営（次項目ウの（ア）参照）

ウ 意思疎通支援の充実（予算額 85,731 千円）

（ア）県立視覚障害者情報センターの運営（予算額 57,454 千円）

県立視覚障害者情報センターは、点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行っている。（昭和 37 年度創設）

- 実施主体 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（指定管理者）
- 住 所 広島市東区戸坂千足二丁目 1-5
- 電話番号 (082) 229-2320

第 9 表 視覚障害者情報センターの蔵書状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）
（単位 タイトル）

区 分	数
点 字 図 書	11,492
カセットテープ図書	12,015
デ イ ジ ー 図 書	10,120

（イ）広島県聴覚障害者センターの運営（予算額 28,277 千円（一部再掲））

手話や字幕入りビデオ・ＤＶＤの製作・貸出、意思疎通支援者の養成及び派遣、聴覚障害者への生活訓練、相談などの業務を行っている。（平成 12 年度創設）

- 実施主体 一般社団法人 広島聴覚障害者協会（指定管理者）
- 住 所 広島市南区皆実町一丁目 6-29
- 電話番号 (082) 254-0085

第 10 表 広島県聴覚障害者センターの作品所蔵状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）
（単位 タイトル）

区 分	数
ビデオ	2,454
ＤＶＤ	1,614

(3) 文化芸術活動の推進（予算額 14,172 千円）

ア 文化芸術・余暇活動の充実（予算額 14,172 千円）

- あいサポートアート展等の開催（予算額 4,837 千円）

障害のある方のアート展等を開催して、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。（平成 24 年度創設）

- 障害者芸術文化活動支援体制の整備（予算額 8,098 千円）

広島県アートサポートセンターを設置し、普及啓発や情報発信、人材育成、相談支援等により、障害者の芸術文化に係る創作活動基盤を強化するとともに、障害者芸術施設等の関係機関とのネットワークを構築し、身近な地域で文化芸術活動を行う環境の充実を図る。

（平成 28 年度創設）

- あいサポートふれあいコンサートの開催（予算額 1,237 千円）

音楽、演劇、ダンス等、障害者自らが舞台上で表現者として発表できる芸術祭を開催し、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。（平成 29 年度創設）

3 保健、医療の充実（予算額 8,883,662 千円）

- (1) 保健・医療提供体制の充実（予算額 8,860,055 千円）

ア 専門的な医療の提供（予算額 8,860,055 千円）

- (ア) 自立支援医療（更生医療）（予算額 785,969 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にすること等を目的とした医療に公費負担を行う市町に対し助成する。（昭和 24 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第 11 表 更生医療の給付状況

（単位 人、千円）

区 分		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額
入院	視覚障害	0	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	4	610	6	872	4	622
	心臓機能障害	0	0	3	85	0	0
	じん臓機能障害	119	40,734	92	25,656	72	35,460
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	2	112	0	0	1	106
	免疫機能障害	3	1,033	1	1,027	1	113
入院外	視覚障害	0	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	1	0	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	1	15	0	0	0	0
	肢体不自由	0	0	2	8	2	8
	心臓機能障害	0	0	0	0	0	0
	じん臓機能障害	1,182	440,934	693	423,645	914	419,173
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	45	6,370	42	5,329	50	4,698
	免疫機能障害	79	22,661	83	23,263	80	24,391
訪問看護		0	0	0	0	0	0
計		1,436	512,469	922	479,885	1,124	484,571

（注）1 広島市、呉市及び福山市を除く。〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

2 小数点以下の四捨五入により合計値と合わない。

- (イ) 自立支援医療（精神通院医療）（予算額 3,921,490 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費を公費負担する。（昭和 40 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第12表 精神通院医療の給付状況

(単位 人、件)

区 分	通院公費負担	
	通院患者数	年間診療件数
令和5年度	32,708	509,952
令和4年度	31,915	489,404
令和3年度	29,561	476,991

(注) 1 広島市を除く。 [負担割合 国 1/2、県 1/2]
 2 通院患者数については、各年度とも前年度3月から当年度2月分の累計である。

(ウ) 療養介護医療事業 (予算額 135,338 千円)

医療的ケアを必要とする障害者のうち、常時介護を要する障害者を対象に、病院等における療養介護のうち医療に要する費用を給付する。(平成18年度創設)

第13表 療養介護医療給付事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和5年度	23	131,050
令和4年度	23	128,807
令和3年度	23	133,884

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。 [負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4]

(エ) 重度心身障害児(者)医療の公費負担 (予算額 3,984,577 千円)

重度心身障害児(者)の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため、身体障害者手帳1級～3級又は療育手帳㊤(最重度知的障害者)、A(重度知的障害者)、㊤(中度知的障害者)の交付を受けている児(者)の医療費を負担する市町(広島市、呉市及び福山市を含む。)に対し助成する。(昭和48年度創設)ただし、次の場合は対象から除く。

- ・生活保護の適用を受けているとき。
- ・児童福祉施設(公費により医療費が支弁される施設に限る。)に入所しているとき。
- ・障害者又はその扶養義務者の所得が一定額を超えるとき。
- ・国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する施設への入所措置により、当該市(町)の区域内に住所を有することとなったとき。

第14表 重度心身障害児(者)医療公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
令和4年度	62,495 人	1,934,291 件	8,317,045 千円	3,708,340 千円	4,300 円
令和3年度	62,916 人	1,885,231 件	8,338,138 千円	3,719,865 千円	4,423 円
令和2年度	63,230 人	1,879,042 件	8,185,714 千円	3,679,063 千円	4,356 円

[負担割合 県 1/2、市町 1/2、広島市は県 40/100]

(オ) 精神障害者地域包括ケア促進事業[通院医療費の公費負担] (予算額 32,205 千円)

医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療(精神通院)とは別に、独自の通院医療費助成制度を創設し、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進するため、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者に対し助成する。(令和3年度創設)

対象除外の要件は、重度心身障害者医療と同じ。

第15表 精神障害者医療費公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1件当たり助成額 (B) / (A)
令和4年度	936人	25,447件	59,560千円	25,573千円	2,340円
令和3年度	842人	8,900件	11,688千円	3,367千円	1,313円

〔負担割合 県1/2、市町1/2、広島市は県40/100〕

(カ) 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営（予算額 476千円）

市町の行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議するために設置している広島県障害者介護給付費等不服審査会を運営する。（平成18年度創設）

第16表 審査請求の状況

区 分	件 数	審 査 結 果
令和5年度	1	令和6年度へ繰越1件
令和4年度	3	棄却2件、処分取消1件
令和3年度	6	棄却1件、取下げ2件、令和4年度へ繰越3件

(2) 医療的ケア児（者）支援体制の整備（予算額 23,607千円）

ア 医療・福祉支援体制（予算額 23,607千円）

(ア) 医療型短期入所施設補助事業（予算額 2,240千円）

日常的に医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児（者）の家族等介護者の病気・出産・学校行事等、介護が困難な期間やレスパイトを含めた在宅支援を推進し、地域で安心して暮らせる環境づくりを構築するため、病院の病床を活用した医療型短期入所事業を展開し、医療型短期入所施設補助事業を実施する市町に対し補助を行う。〔負担割合 県1/2、市町1/2〕

令和6年度は、尾三圏域及び備北圏域において実施する。（令和元年度創設）

(イ) 医療的ケア児支援部会の開催（予算額 400千円）

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、教育等関係機関が連携を図るために設置された広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児支援部会」で、支援の課題や対応策について協議を行う。（平成30年度創設）

(ウ) 医療的ケア児支援センター運営事業（予算額 20,967千円）

医療的ケア児の家族などからの相談を受け止め、必要な機関等へつなげていく仕組みや、支援を行う市町をサポートする体制を構築し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう、医療的ケア児支援センターを設置・運営する。（令和5年度創設）

また、医療的ケア児（者）に対する支援者のネットワーク構築等と医療的ケア児（者）に対応できる看護師及び介護従事者の育成を実施し、在宅の医療的ケア児（者）が安心して生活できる環境の実現に向けた支援を行う。（令和2年度創設）

イ 成人期移行に向けた支援体制

医療的ケア児等コーディネーター養成研修（予算額 1,236千円（再掲））

医療的ケア児（者）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児（者）に対する支援が適切に行える人材を養成する。（平成30年度創設）

4 地域生活の支援体制の構築（予算額 24,334,057千円）

(1) 福祉サービス等の提供（予算額 24,160,916千円）

ア 訪問系サービスの確保および日中活動の場の充実（予算額 23,544,913千円）

(ア) 介護給付、訓練等給付事業（予算額 15,833,432 千円）

居宅介護、同行援護、短期入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業を実施する市町に対し負担する。（平成 18 年度創設）

第 17 表 介護給付、訓練等給付事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市 町 数	県費負担額
令和 5 年度（見込）	23	16,237,840
令和 4 年度	23	15,140,455
令和 3 年度	23	14,564,239

（注）広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

第 18 表 指定障害福祉サービス等事業者数の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

サ ー ビ ス 種 別	県 分	その他市町分	合 計
居宅介護（ホームヘルプ）	16	567	583
重度訪問介護	13	526	539
行動援護	3	85	88
同行援護	5	133	138
療養介護	8	3	11
生活介護	138	172	310
短期入所（ショートステイ）	12	255	267
重度障害者等包括支援	0	1	1
共同生活援助（グループホーム）	6	203	209
施設入所支援（障害者支援施設）	36	28	64
自立訓練（機能訓練）	4	1	5
自立訓練（生活訓練）	13	26	39
宿泊型自立訓練	2	2	4
就労移行支援	18	44	62
就労定着支援	7	31	38
就労継続支援 A 型	24	65	89
就労継続支援 B 型	150	246	396
自立生活援助	1	3	4
一般相談支援	2	199	201
特定相談支援	0	262	262

（注） 1 休止中・廃止の事業所は除く。

2 「施設入所支援（障害者支援施設）」は、児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設で、18 歳以上の入所者も利用させることとした障害者支援施設を除く。

(イ) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業（予算額 32,447 千円）

重度訪問介護サービス等に対する支給額が、国庫負担基準額超過の市町に対し、財政支援を行い、重度障害者等の地域生活を支援する。（平成 24 年度創設）

第 19 表 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市 町 数	県費負担額
令和 5 年度（見込）	2	79,152
令和 4 年度	1	66,611
令和 3 年度	1	60,029

（注）広島市、呉市及び福山市を含まない。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

(ウ) 障害児通所給付事業（予算額 5,805,442 千円）

障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援事業を実施する市町に対し負担する。（平成 24 年度創設）

第 20 表 障害児通所給付事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和 5 年度(見込)	23	5,183,430
令和 4 年度	23	4,829,011
令和 3 年度	23	4,293,837

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

(エ) 障害児入所施設等への入所措置等 (予算額 1,075,452 千円)

障害のある児童が、日常生活の指導や治療等を受けるために障害児入所施設等へ入所 (措置・契約) するための費用の一部又は全部を負担する。(昭和 22 年度創設)

児童福祉施設措置費 (予算額 733,886 千円)

障害児施設給付費 (予算額 341,566 千円)

(オ) 身体障害者 (児) 及び難病患者等の補装具の交付・修理 (予算額 158,906 千円)

身体障害者 (児) 及び難病患者等の身体的機能の障害を補い、職業活動や日常生活を容易にするため、義手、義足、車椅子、補聴器、視覚障害者安全つえ等の補装具を交付・修理し、その社会復帰の促進を図る。(平成 18 年度創設)

第 21 表 補装具の交付・修理の状況 (令和 5 年度)

(単位 件、千円)

種 目	種 別	交 付		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
義 肢	装 具	40	18,094	84	21,027	124	39,121
座 位 保 持 装 置		54	28,218	127	17,111	181	45,329
視 覚 障 害 者 安 全 つ え		64	309	0	0	64	309
義 眼	鏡	2	166	0	0	2	166
補 聴 器		51	1,169	3	37	54	1,206
人 工 内 耳		247	18,204	130	2,525	377	20,729
車 椅 子				10	306	10	306
電 動 車 椅 子		152	40,852	325	18,123	477	58,975
座 位 保 持 椅 子		17	12,149	117	10,883	134	23,032
起 立 保 持 具		15	1102	5	395	20	1,497
歩 行 器		0	0	0	0	0	0
頭 部 保 持 具		14	674	5	75	19	794
排 便 補 助 具		15	110	2	13	17	123
歩 行 補 助 つ え		0	0	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置		18	156	3	5	21	161
計		14	10,114	13	2,417	27	12,531
		768	138,223	850	73,712	1,618	211,935

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

(カ) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 (予算額 2,333 千円)

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入又は修理等に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援し、福祉の増進を図る。

(平成 25 年度創設)

(キ) 特別児童扶養手当の支給 (予算額 26,021 千円：支給事務費)

特別児童扶養手当は、身体、知的又は精神に障害のある児童を家庭において監護している者に対し国が手当を支給して、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としており、県及び市町が、これらの手当の認定、支給に関する諸事務を行う。(昭和 39 年度創設)

項 目	内 容
支 給 要 件	重度若しくは中度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父母等に支給。 ただし、次の場合は除く。 ○児童が施設等に入所しているとき。 ○児童が障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手 当 額	○1 級（重度）児童 1 人につき月額 55,350 円 ○2 級（中度）児童 1 人につき月額 36,860 円

第 22 表 特別児童扶養手当の認定及び支給状況

(単位 人)

令和 4 年度末 受給者数	令和 5 年 度 中 の 異 動											令和 5 年度末 受給者数
	新規認定	支給停止解除	他県から転入	資 格 喪 失						支給停止	他県へ転出	
				20 歳到達	児童死亡	障害が軽度 に	受給者死亡	そ の 他	計			
2,752	458	61	46	160	6	60	1	101	328	98	56	2,835

(注) 広島市を除く。

第 23 表 特別児童扶養手当の障害別受給児童数

(単位 人)

区 分	受 給 児童数	障 害 別 受 給 児 童 数					
		精 神 障 害		身 体 障 害		重 複 障 害	
		重 度	中 度	重 度	中 度	重 度	中 度
令和 5 年度	3,078	769	1,886	208	212	1	2
令和 4 年度	2,952	748	1,790	209	219	2	4
令和 3 年度	2,977	741	1,771	232	226	3	4

(注) 1 広島市を除く。

2 各年度末の人数である。

(ク) 心身障害者扶養共済制度（予算額 610,880 千円）

心身障害者（児）を扶養している保護者の死後、残された障害者（児）の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度を実施する。掛金の全額を納付することが困難と認められる加入者に対しては、掛金の減額を行う。（昭和 45 年度創設）

〔制度の概要〕

- 加入資格 心身障害者（児）の保護者で 65 歳未満のもの
- 掛金の額 保護者の加入時の年齢に応じて条例で定める額
- 年金の額 月額 20,000 円（口数追加加入者の場合 月額 40,000 円）

第 24 表－1 心身障害者扶養共済制度の加入状況

(単位 口)

区 分		加 入 口 数	年金受給口数	弔慰金受給口数 (累計)	脱退一時金受給 口数 (累計)
令和 5 年度	県 分	1,118	1,416	806	641
	広島市分	673	629	261	296
	計	1,791	2,045	1,067	937
令和 4 年度	県 分	1,173	1,401	798	640
	広島市分	734	608	251	296
	計	1,907	2,009	1,049	936
令和 3 年度	県 分	1,257	1,378	785	640
	広島市分	740	606	249	296
	計	1,997	1,984	1,034	936

(注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。

2 各年度末現在の数値である。

第 24 表－2 心身障害者扶養共済制度の異動状況

(単位 人)

加 入 者 数					年 金 受 給 者 数				
令和 4 年度 末	新規 加入 ・他 県 から 転入	資 格 喪 失			令和 5 年度 末	令和 4 年度 末	年金 支給 開始	資 格 喪 失	
		脱退 ・他 県へ 転出	障害 者死 亡 (弔慰 金請 求)	加入 者死 亡等 (年金 請求)				受給 者死 亡	令和 5 年度 末
805	5	1	6	44	759	1,137	44	38	1,143

(注) 広島市を除く。

イ 地域生活を支えるサービス等 (予算額 616,003 千円)

(ア) 障害者社会参加推進事業 (予算額 60,288 千円)

在宅の障害者に対し地域社会への参加を推進するため、次の事業を福祉団体に委託するなどして実施する。(昭和 39 年度創設)

第 25 表 障害者社会参加推進事業 (県実施事業) の状況

(単位 千円)

事 業 名	事 業 内 容	令和 4 年度予算	令和 5 年度予算	令和 6 年度予算
社会参加支援員等育成				
●手話通訳者養成・研修事業 (平成 2 年度創設)	専門技能を有する手話通訳者及び手話奉仕員の養成に指導的役割を果たす手話通訳者を養成する。	3,088 【1,668】	3,102 【1,673】	3,111 【1,679】
○身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (平成 10 年度創設)	相談員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施する。	368	373	376
○盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業 (平成 10 年度創設)	視覚及び聴覚に重複した障害がある盲ろう者とのコミュニケーション手段の技術等の指導を行って、通訳・介助員を養成する。	2,589 【1,422】	2,599 【1,427】	2,131 【1,430】
○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (平成 18 年度創設)	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	12,238 【8,491】	12,242 【9,118】	12,293 【9,337】
○盲ろう者向け相談・訓練事業 ()	盲ろう者に対する相談対応、生活訓練等を実施する。	466 【234】	472 【236】	478 【239】
○身体障害者補助犬育成事業 (平成元年度創設)	就労等により社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。	6,502	6,501	6,502
○点訳・音訳奉仕員養成事業 (昭和 45 年度創設)	点訳または音訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員・音訳奉仕員を養成する。	476	477	481
○要約筆記者養成事業 (平成 24 年度創設)	専門技能を有する要約筆記者及び要約筆記奉仕員の養成に指導的役割を果たす指導者を養成する。	2,422 【1,020】	2,413 【1,016】	2,425 【1,020】
視覚障害者移動支援従事者資質向上研修 (平成 20 年度創設)	視覚障害者移動支援従事者の資質向上を図るため、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」の参加者の旅費を負担する。	209	205	209
○失語症者向け意思疎通支援者養成事業 (平成 30 年度創設)	失語症者向けの意思疎通支援者の養成を行うとともに、これら支援者を指導する者の確保が必要であるため、支援者指導者の養成も併せて行う。	2,415 【1,618】	2,431 【1,631】	2,453 【1,646】
○失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 (令和元年度創設)	養成事業において養成した失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。	4,245 【3,251】	4,250 【3,132】	4,300 【3,247】
社会参加支援サービス				
○障害者社会参加推進センター設置事業 (平成 2 年度創設。平成 10 年度改組)	障害者の社会参加を推進する拠点として設置する障害者社会参加推進センターの運営に要する経費を助成する。	6,224	6,229	6,236
○生活訓練事業 (昭和 47 年度創設)	オストメイト (人工肛門、人工膀胱造設者) に対して、ストマ用装具や社会生活に関することについて講習等を実施する。	430	432	434

○音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業（昭和 47 年度創設）	疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して、発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する。	325	329	328
○点字による即時情報ネットワーク事業（平成 4 年度創設）	重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳し、提供する。	1,763	1,763	1,763
※2 字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業（平成 2 年度創設）	字幕・手話を挿入したテレビ番組等のビデオ・DVD等の製作、貸し出しを行う。	584	584	590
●手話通訳者派遣ネットワーク事業（平成元年度創設）	手話通訳を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する。	2,169	2,220	2,234
○要約筆記者派遣ネットワーク事業（平成 23 年度創設）	要約筆記を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる要約筆記者を確保するためのネットワークを整備する。	3,936	3,958	4,010
○進行性筋萎縮症者（児）療養相談事業（昭和 54 年度創設）	進行性筋萎縮症を原疾患とする身体障害者（児）に対し、検診を行うとともに、療養方法、日常生活、更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行う。	192	194	196
心のバリアフリー推進員設置事業（平成 30 年度創設）	ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及のための広報啓発や、障害者差別解消法の普及啓発・相談対応等により、県民の心のバリアフリーを推進する。	5,201	5,243	5,738
○【新】障害者情報アクセシビリティ支援体制整備事業	関係機関が密に連携・協力し、障害者・支援者のニーズ及び地域の実情に応じて、障害者の情報の取得利用、意思疎通に係る支援を適切に提供することができるよう、障害者の社会参加促進施策を総合的に推進する役割を担う「社会参加推進センター」の機能強化を図る。	-	-	4,000

〔負担割合：国 1/2・県 1/2、【 】：広島市、福山市、呉市負担金〕

（注）1 ○の事業は、広島県障害者社会参加推進センターに一括委託し、総合的に実施している。

2 ●の事業は、広島県聴覚障害者センターの指定管理業務として実施しており、※の事業は、字幕入り DVD 等の製作を（社福）聴力障害者情報文化センターに委託し、貸し出しを広島県聴覚障害者センターで行っている。

（イ）市町障害者地域生活支援事業（予算額 555,715 千円）

障害者及び障害児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が実施する地域生活支援事業に対して補助する。（平成 18 年度創設）

事業名		事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。
	自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動に対する支援を行う。
	相談支援事業	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対する入居支援及び関係機関によるサポート体制の調整を行う。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人等の活動を支援する。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者、難病患者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与する。
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。
任意事業	移動支援事業	個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援する。
	地域活動支援センター機能強化事業	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施する。
	日常生活支援	福祉ホームの運営
		訪問入浴サービス
		生活訓練等
		日中一時支援
	地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業	地域生活支援拠点等・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。 ・拠点コーディネーターの配置による緊急時に備えるための相談支援や事前のニーズ把握 ・入所者や施設等への地域移行に向けた働きかけ ・緊急時のための支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等

		相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必須職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村協議会において、社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査等先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行う。
		地域生活定着支援センターとの連携強化事業	障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等の抱える課題等を把握し、地域において孤立を解消するための支援や適切なサービスのコーディネートを行う者を市町村に配置し、地域生活定着支援センターとの連携の強化を図る。
社会参加支援		レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。
		芸術文化活動振興	障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
		点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により、広報、事業の紹介、生活情報等、必要度数の高い情報などを定期的に提供する。
		奉仕員養成研修	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成する。
		複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業について、単独での実施が困難等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。
		家庭・教育・福祉連携推進事業	教育・福祉の連携施策を実施するため、関係者が一同に集う場の設置、合同研修、ハンドブックの作成、地域連携推進マネジャーの配置などの施策を実施する。
	就業・就労支援	盲人ホームの運営	あん摩師免許等を有する視覚障害者であって、雇用・就労が困難な者に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。（本県該当なし）
知的障害者職親委託		知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導や技能習得訓練等を行う。	
特別支援事業			必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実。
促進事業		発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害者の特性を踏まえた先進的な取組を行い、自治体の取組として実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施し、全国への普及につなげることを目的とする。
		障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助。
		成年後見制度普及啓発	成年後見制度利用促進のための普及啓発。
		発達障害児者及び家族支援事業	発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充。
		意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	現任の手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の資質向上のための研修、地域において計画的に意思疎通支援者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加を推進。
		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に就学するにあたって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。
		地域における読書バリアフリー体制強化事業	点字図書館と公共図書館等の連携強化、視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援、地域における図書等の点字化、音声化、テキストデータ化ができる人材育成の強化を図る。
		雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する。
		特別促進事業	上記以外の事業であっても地域の特性等に応じて市町の判断で実施する重要な事業の支援。

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2 以内、県 1/4 以内、市町 1/4〕

(ウ) 施設サービスの利用等

第26表 指定障害者支援施設数の状況（令和6年4月1日現在）

(単位 所)

種 別		県 分	広島市、呉市及び福山市分	合 計
施設入所支援		36	28	64
サ ー ビ ス 昼 間 実 施	生活介護	34	27	61
	自立訓練（機能訓練）	0	1	1
	自立訓練（生活訓練）	2	1	3
	就労移行支援（一般型）	1	0	1
	就労継続支援B型	3	1	4

第27表 指定障害者支援施設の定員及び利用人員の状況（令和6年4月1日現在）

(单位 所、人、%)

区 分	施設数	定 員	利用人員	利用率
施設入所支援	64	3, 172	2, 952	93. 1%

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

第 28 表 指定障害児入所施設等の定員及び利用人員の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(単位 所、人、%)

区 分	施設数	定 員	利 用 人 員				利用率
			県 分	広島市分	他県分	計	
福祉型障害児入所施設	9	202	93	36	3	132	65.3%
医療型障害児入所施設	8	497	237	152	5	394	79.3%
指定発達支援医療機関（重心）	2	220	103	71	23	197	89.5%
指定発達支援医療機関（肢体）	1	10	3	2	0	5	50.0%
合 計	20	929	436	261	31	728	78.4%

- (注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。 [負担割合 県分 国 1/2、県 1/2]
 2 定員、利用人員及び利用率は、障害福祉サービス分を含む。
 3 指定発達支援医療機関（肢体）の定員については、全体の定員（120 人）から療養介護の定員（110 人）を除いた数。

第 29 表 指定障害児通所支援事業の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(単位 所)

区 分	事業所数	支援の種類				
		児童発達支援（センター）	児童発達支援（センターを除く。）	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
県 分	304	11	71	194	1	27
広島市分	385	8	91	264	1	21
呉 市 分	60	1	21	35	0	3
福山市分	238	5	59	155	2	17
計	987	25	242	648	4	68

(注) 休止中の事業所を除く。 [負担割合 国 2/4、県 1/4、市町 1/4]

(2) サービスの質の向上等（予算額 18,165 千円）

ア 相談支援従事者等研修事業（予算額 18,165 千円）

○ 相談支援従事者研修（初任者・現任・主任）（平成 20 年度創設）

相談支援従事者の養成・資質向上を図るため、研修を実施する。

(令和 5 年度研修開催実績)

区 分	初 任 者 研 修	現 任 研 修	主 任 研 修
対 象 者	相談支援事業所職員等（新規従事者を対象）	初任者研修の修了者（実務経験概ね 5 年程度）	現任研修の修了後、相談支援専門員として従事した期間が通算して 3 年（36 ヶ月）以上である者
研修修了者数	207 名	161 名	20 名

○ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修（令和元年度改定研修）

利用者の状態に応じた適切な支援を行うための個別支援計画の策定等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を実施する。（平成 20 年度創設）

(令和 5 年度研修開催実績)

区 分	基礎研修	更新研修	実践研修	専門別研修
対 象 者	市町職員、相談支援事業所職員等（新規従事者を対象）	平成 30 年度以前にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修を修了した者	基礎研修を修了した者で、実践研修受講までに 2 年以上の実務経験がある者	基礎研修修了者のうち受講を希望する者
研修修了者数	425 名	520 名	452 名	51 名

○ 指導者養成研修等（国相談支援従事者指導者養成研修等への派遣）

県が実施する相談支援従事者研修等に係る講師の養成を図るため、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者等指導者養成研修へ人材を派遣する。

イ 強度行動障害支援者養成研修

○ 強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害がある人に対して、障害福祉サービス事業所等において適切に支援を行うため、支援者（事業所従事者）に基礎的な知識と技術に関する情報を提供する。（平成 26 年度創設）

（令和 5 年度研修開催実績）

区 分	対 象 者	研修修了者数
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	事業所職員等	2,109 名
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	事業所職員等	1,112 名

(3) 相談支援体制の構築（予算額 113,938 千円）

ア 身近な地域における相談（予算額 20,340 千円）

（ア）児童発達支援センター等機能強化事業（予算額 20,035 千円）

○児童発達支援センター機能強化事業

地域療育の拠点である児童発達支援センター等において、障害のある子供や疑いのある子供への支援内容を検討し、医療機関等への適切な支援につなぐコーディネート体制の確保や保育所等地域の子育て支援機関等に対し、障害特性に応じた支援技術等に関する研修等を実施する。

（令和 2 年度創設）

第 30 表 事業実施施設一覧

主たる施設・事業所種別	主たる施設・事業所名	住 所	法 人 名
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	呉市焼山北	（社福）呉福祉会
児童発達支援事業所	デイサービスひろば	竹原市中央	（社福）中国新聞社会事業団
福祉型児童発達支援センター	あいあい	尾道市木ノ庄町	（社福）尾道さつき会
福祉型児童発達支援センター	あづみ園	尾道市久保町	（社福）あづみの森
福祉型児童発達支援センター	「ゼノ」こぼと園	福山市沼隈町	（社福）「ゼノ」少年牧場
福祉型児童発達支援センター	草笛学園	福山市加茂町	（社福）こぶしの村福祉会
	ひかり園	福山市多治米町	
医療型障害児入所施設	子鹿障害児等療育支援事業所	三次市栗屋町	（社福）ともえ会
医療型児童発達支援センター 医療型障害児入所施設	若草園	東広島市西条町	（社福）広島県福祉事業団
福祉型児童発達支援センター	広島西こども発達支援センター くれよん	廿日市市四季が丘	（社福）くさのみ福祉会
福祉型児童発達支援センター	柏学園	安芸郡府中町	（社福）柏学園

（注） 広島市を除く。

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

○スクリーニング機能強化事業

① 健診前後を含めた関係機関の連携強化等による効果的な健診の実施

② 療育的支援による子どもの適応の改善と、ペアレント・トレーニング等による経過観察層・育児不安層への支援による保護者の困り感の解消

により、不要な受診を減らすとともに、早期の専門支援の充実を図る。（令和 2 年度創設）

（イ）障害福祉サービスの利用決定等に係る研修（予算額 305 千円）

障害福祉サービスの利用決定等を円滑に行うため、障害支援区分認定調査員、市町審査会委員の研修を実施する。（平成 26 年度創設）

(令和5年度研修開催実績)

区 分	障害支援区分認定調査員研修 (初任者研修)	障害支援区分認定調査員研修 (現任研修)	市町審査会委員研修
対 象 者	市町職員、相談支援事業所職員 等(新規従事者)	市町職員、相談支援事業所職員等 (初任者研修修了者)	市町審査会の委員 市町職員
研修修了者数	60 名	26 名	40 名

イ 専門的・広域的な相談支援(予算額 93,598 千円)

県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター(児童相談所、知的障害者更生相談所)における相談指導

知的障害児、重症心身障害者(児)に対し、生活、教育、職業及び医療等の各種の相談に応じ、施設入所の委託等の必要な措置を行う。また、身体障害者及び知的障害者について、同様の措置を行う市町を支援する。

第31表 障害児・知的障害者の相談・措置等の状況(県分)

(単位 件)

区 分		こども家庭センター		
			知的障害者更生相談所分	児童相談所分
令和5年度	相談指導	2,987	1,027	1,960
	施設措置	97	—	97
令和4年度	相談指導	2,635	861	1,774
	施設措置	104	—	104
令和3年度	相談指導	2,754	913	1,841
	施設措置	97	—	97

(注) 広島市を除く。

第32表 身体障害者の更生相談の状況

(単位 人、件)

区 分		相談等実人員	相談件数	判定件数
県立身体障害者 更生相談所	令和5年度	2,979	3,876	1,612
	令和4年度	4,276	4,990	1,931
	令和3年度	4,054	4,099	1,864

(注) 広島市を除く。

(ア) ろうあ者専門相談員の設置(予算額 23,531 千円)

次の機関に、ろうあ者専門相談員各1名(計6名)を設置し、手話によってろうあ者の相談に応じている。

障害者支援課・西部厚生環境事務所呉支所・東部厚生環境事務所(昭和56年度設置)、東部厚生環境事務所福山支所(昭和47年度設置)、北部厚生環境事務所(昭和49年度設置)、県立身体障害者更生相談所(昭和45年度設置)

第33表 ろうあ者専門相談員の活動状況

(単位 件、人)

区 分	家族関係	生活・生計	職業職場関係	住 居	健康・医療	教育・育児	福祉サービス	日常生活用具 補装具・	年金・保険	各種制度	災 害	通 訳	そ の 他	計	相談指導実人員
令和5年度	138	221	42	20	347	44	138	376	7	33	6	224	262	1,858	839
令和4年度	82	167	25	10	231	8	55	235	5	31	3	94	238	1,184	500
令和3年度	89	366	35	22	416	18	38	106	29	37	8	169	186	1,518	654

(イ) 発達障害者支援センター運営事業（予算額 33,050 千円）

発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

- 実 施 主 体 県
- 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松米満）
- 事 業 概 要 相談・療育・就労支援、普及啓発・研修、関係機関の連絡調整

第 34 表 発達障害者支援センター事業実績（令和 5 年度）

事 業 内 容		実 績			
相談支援・発達支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	197 人	延支援件数	1,059 件
	医学的診断、心理学的判定	実診断人数	0 人	実判定人数	3 人
	夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	実支援人数	0 人	延支援件数	0 件
	相談支援・発達支援に伴う情報共有等（調整会議）	13 件			
	相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	94 件			
相談支援・就労支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	69 人	延支援件数	348 件
	相談支援・就労支援に伴う情報共有等（調整会議）	2 件			
	相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	0 件			
	職場拡大のための企業等への啓発活動	31 回			
地域住民に対する普及啓発	パンフレットの作成等	0 件			
	地域住民向け講演会の開催等	63 回			
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	24 回	延参加人数	801 人
	外部から講師依頼を受けた研修（講師派遣）		104 回		1,635 人
	（再掲）教育関係者との合同研修会		28 回		536 人
関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会の開催状況	実施回数		0 回	
	障害者総合福祉法第 89 条協議会等への参加状況			1 回	
	他の協議会への参加状況			0 回	
職員の研修派遣状況		参加回数		27 回	
職員の支援等に関する専門性の確認状況		評価回数		0 回	

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

(ウ) 発達障害地域支援体制推進事業（予算額 37,017 千円）

発達障害児（者）とその家族が地域で安心して生活できる体制を整えるため、次の事業を行う。

○ 発達障害地域支援体制マネジメント事業（平成 27 年度創設）

発達障害児とその家族にとって身近な市町、事業所、医療機関、学校等において、本人の障害特性に合わせた個別の支援が重層的に行われる体制づくりを推進するため、発達障害者支援センターに発達障害地域支援マネジャーを 2 名配置し、市町への巡回指導や助言を行うとともに、支援人材の養成研修などを実施する。

○ 支援者人材の育成（平成 24 年度創設）

- ・ 発達障害支援基礎研修
- ・ 発達障害支援スキルアップ研修
- ・ 発達障害教育支援スキルアップ研修
- ・ 医師対象研修

○ 家族支援体制の整備

発達障害児等の子育てを担う保護者が、障害の特性を早期に理解し、適切な対応ができるよう家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者、ペアレントメンター、ペアレントメンターコーディネーターの養成等を行う。（平成 27 年度創設）

- ・ ペアレントメンター養成研修
- ・ ペアレントメンターコーディネーター養成研修
- ・ ペアレント・トレーニング実施者養成研修

- ・ 家族支援関係者連絡会議

地域生活のあらゆる場面で、発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう、地域住民を対象としたセミナーやイベントを開催する。

- ・ 県民向け発達障害啓発事業

○ 発達障害の医療ネットワーク構築事業

発達障害について適切な診療を確保するため、専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、高度な専門的医療機関を拠点医療機関と位置付け、発達障害医療コーディネーターを配置し、発達障害の診療医を増やすための陪席研修や困難事例に対する相談支援を実施する。
(平成 30 年度創設)

○ 発達障害診療円滑化支援事業

① 圏域に拠点医療機関が不在の地域における取組

診療に必要なアセスメントや保護者等へのカウンセリングを支援機関で行い、医療機関へつなぐことで、診療の円滑化を図る。(令和元年度創設)

② 地域ネットワーク構築事業の取組

発達障害児・者とその家族が、身近な地域・市町で個々の発達障害の特性に応じた適切な支援を切れ目なく受けられるよう、専門性の高いアセスメントの実施及び実施結果の医療機関への適切な引継ぎ、学校や相談・支援に関わる機関への指導・助言、関係機関が連携できる地域ネットワーク体制の構築等をモデル的に実施する。(平成 30 年度創設)

(4) 地域生活への移行支援（予算額 41,038 千円）

ア 地域生活支援拠点等（システム）の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を市町において構築する。

イ 医療と福祉の連携による地域生活への移行支援

(ア) 精神障害者地域生活支援事業（予算額 41,038 千円）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。(平成 30 年度創設)

- ・ 措置障害者の地域生活支援に係る事業
- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議会開催
- ・ 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ・ 精神障害者の家族支援に係る事業
- ・ ピアサポーターの養成・活用に係る事業
- ・ 入院患者への訪問支援事業

5 暮らしやすい社会づくり（予算額 21,167 千円）

(1) バリアフリーの推進（福祉のまちづくりの推進）

「広島県福祉のまちづくり条例」（平成 7 年条例第 4 号）に基づき、福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう県民意識の啓発・醸成を図るため、行政、事業者団体、当事者団体等で組織する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」と連携して各種普及啓発事業を実施する。

(2) 災害・感染症対策の推進（予算額 21,167 千円）

ア 災害対策の推進（予算額 21,167 千円）

（ア）防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業（予算額 21,167 千円）

- 福祉専門職と連携を図り、自力避難が困難な高齢者や障害者の個別避難計画を策定し、それに基づいて避難訓練を実施するほか、県主催の個別避難計画作成に係る研修を行い、市町への支援を行う。（令和3年度創設）

（イ）災害発生時に備えた避難訓練等の確実な実施

- 障害福祉サービス事業所では、災害発生時に備えた非常災害対策計画の作成及び定期的な避難訓練が義務付けられ、また令和3年度からは、業務継続に向けた計画の策定、定期的な研修や訓練（シミュレーション）の実施が事業所の努力義務とされたため、各事業所の対応状況を指導監査実施時に確認し、担保する。

6 社会福祉施設の整備等（予算額 852,085 千円）

(1) 障害者施設等の整備（予算額 80,663 千円）

障害者の地域生活移行、就労支援等を図るため、計画的な整備を推進する。

令和5年度の整備実績は、次表のとおりである。（平成17年度創設）

第35表 令和5年度施設等の整備実績

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備概要	定員	整備場所	備考
共同生活 援 助	（仮称）ありん この家	（福）倫	創設	木造平屋造	10人	東広島市	R4から 繰越
共同生活 援 助	ライフサポート 大日	（福）静和会	改築	老朽化対応・ 耐震化対策	12人	府中市	R4から 繰越
障 害 者 支援施設	障がい者支援施 設ニューライフ 君田	（福）備北福祉会	避難スペース 整備	利用者の避難 スペースを増 築して整備	52人	三次市	R4から 繰越

（注）広島市、呉市及び福山市の所管分を除く。

〔負担割合 補助基本額に対し、国2/3、県1/3〕

(2) 県立社会福祉施設の運営（予算額 771,422 千円）

社会福祉施設を設置し、これらの施設を総合的かつ効率的に経営するため、平成17年度及び18年度から、指定管理者制度の導入により、運営の委託を行っている。

- ・ 指定管理者 社会福祉法人 広島県福祉事業団
- ・ 指定管理者 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（視覚障害者情報センター）
- ・ 指定管理者 一般社団法人 広島聴覚障害者協会

第 36 表 県立社会福祉施設の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（単位 人）

施 設 名		定 員	施 設 の 目 的
総合リハビリテーションセンター	医 療 セ ン タ ー	病床数 160	障害者に対し医療を行うとともに、更生のために必要な相談及び指導を行う。
	若 草 園	入所 60	肢体不自由児を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	若 草 療 育 園	入所 53	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	わ か ば 療 育 園	入所 52	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	在宅障害児（者）支援センター	通所 10	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行う。
	あ け ぼ の	入所 40 日中 60	障害者に対して施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
	ス ポ ー ツ 交 流 セ ン タ ー	—	身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
福山若草園	福 山 若 草 育 成 園	通所 20	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	福 山 若 草 療 育 園	入所 54	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
松陽寮	松 陽 寮	入所 148 日中 163	障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又は自立訓練を行う。
視覚障害者情報センター		—	点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行う。
聴覚障害者センター		—	手話や字幕入り DVD 等聴覚障害者用の録画物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、意思疎通支援者の養成・派遣、相談業務を行う。